

不良債権の状況

リスク管理債権

(単位:百万円)

リスク管理債権総額は26億55百万円となりました。

	平成29年3月末	平成30年3月末	増減額
破綻先債権	141	189	48
延滞債権	2,237	2,167	△ 70
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	37	298	261
リスク管理債権総額	2,416	2,655	238

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権総額は26億55百万円ですが、このうち担保・保証で16億56百万円、貸倒引当金で6億81百万円を計上しておりますので、リスク管理債権総額に対する保全率は88.02%となり、大部分が担保・保証および貸倒引当金によりカバーされております。

(単位:百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	平成28年度	141	125	16	100.00%
	平成29年度	189	154	34	100.00%
延滞債権	平成28年度	2,237	1,526	675	98.37%
	平成29年度	2,167	1,500	633	98.44%
3ヵ月以上延滞債権	平成28年度	—	—	—	—
	平成29年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成28年度	37	14	1	44.38%
	平成29年度	298	1	12	4.76%
合 計	平成28年度	2,416	1,666	693	97.64%
	平成29年度	2,655	1,656	681	88.02%

- 注
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

用語解説

破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者
- 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- 民事再生法の規定による再生手続の開始申立てがあった債務者
- 会社法の規定による特別清算の開始の申立てがあった債務者
- 手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権

自己査定による債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先の債務者に対する貸出金。元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い貸出金です。

3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

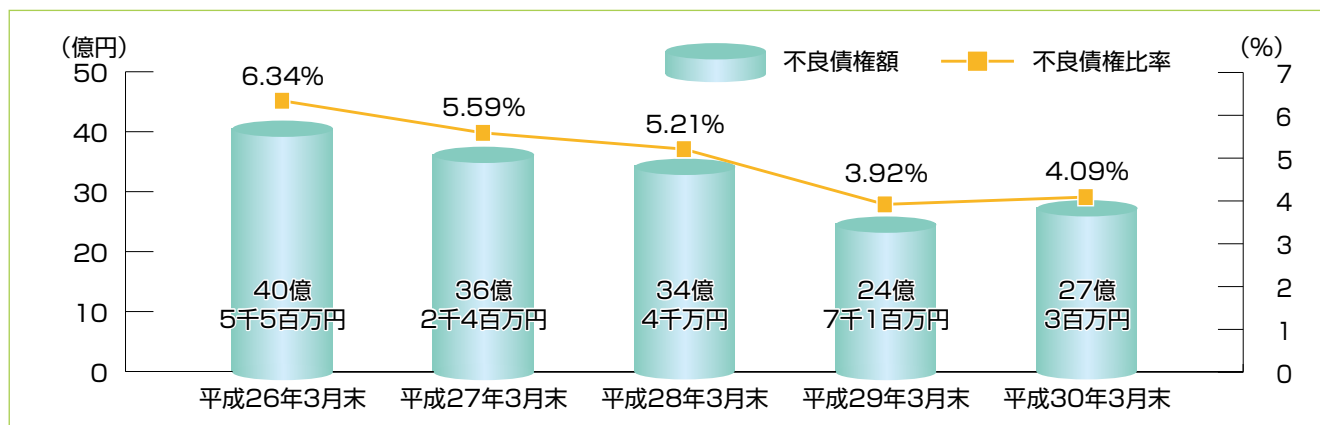
金融再生法上の不良債権は前期末に比べ2億31百万円増加しました。金融再生法上の不良債権比率は前期末に比べ0.17ポイント上昇し、4.09%となりました。

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成28年度	2,471	2,414	1,672	741	97.68%	92.82%
	平成29年度	2,703	2,384	1,660	724	88.21%	69.45%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成28年度	984	984	517	467	100.00%	100.00%
	平成29年度	1,222	1,222	640	582	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年度	1,450	1,413	1,140	272	97.46%	88.13%
	平成29年度	1,182	1,147	1,018	129	97.10%	79.04%
要管理債権	平成28年度	37	16	14	1	44.38%	7.98%
	平成29年度	298	14	1	12	4.76%	4.36%
正常債権	平成28年度	60,541					
	平成29年度	63,304					
合 計	平成28年度	63,013					
	平成29年度	66,007					

注 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

不良債権額・不良債権比率推移



貸出条件緩和 債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

破産更生債権及び これらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。